

ポータルサイト「Be Mie」を活用した啓発コンテンツ制作業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、県内の働く場において、ジェンダーギャップを解消し、性別役割分担にとらわれず、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる、令和モデル（※1）の社会・職場環境づくりを目的に、令和7年度に立ち上げたポータルサイト「Be Mie」の運用と連動し、コンテンツの充実を実施するものである。主に次の2つのコンテンツの拡充を行う。

1つ目は、ジェンダーギャップを生み出す要因の一つである企業風土や労働慣行の変革を促すため、各企業・団体トップの、職場環境づくりに関する「トップの本気宣言」を作成するためのテンプレートを「Be Mie」上で提供し、職場内での掲示を呼び掛けるものである。また、これまでの本気宣言の取組と参加企業を紹介するweb版リーフレットを作成し、県内全体に取組の横展開を図る。

2つ目は、県内で活躍している女性ロールモデル及び本気宣言参加企業を取材し、「Be Mie」に取材記事を掲載することで、働く女性のモチベーションの向上や、働きやすい職場環境づくりへの機運を醸成するものである。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍の推進に資する取組を支援することにより、地域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速に重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものである。

2 業務名

ポータルサイト「Be Mie」を活用した啓発コンテンツ制作業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 ポータルサイト「Be Mie」の概要

- (1) サイト URL <https://bemie.pref.mie.lg.jp/>
- (2) 階層構造 別添資料1「サイトマップ」を参照すること
- (3) システム

本ポータルサイトは、CMS（コンテンツ管理システム）を用いて構成されており、CMSの管理画面よりコンテンツの作成・編集・公開等の更新作業が可能である。

また、本サイトは、データベース及び開発スクリプト言語により構成する一般的なWebアプリケーションとして運用されている。

受託者は、CMSの管理画面を使用し、編集等を行うものとし、詳細なシステム仕様及びCMSの操作に必要なアカウント及び権限については、契約締結後に県から受託者へ提示するものとする。

(4) 留意事項

本ポータルサイトは既存の環境上で運用されていることから、本業務の実施にあたっては、既存のサイト構成及び運用ルールを順守すること。なお、サイト構造の変更や機能追加等が必要となる場合は、既存の保守管理事業者と必要に応じて調整を行うものとする。

※1 「令和モデル」とは、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿。【出典：令和5年版 男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）】

5 委託業務の内容

(1) 本気宣言業務

ジェンダーギャップを生み出す要因の一つとなっている企業風土や労働慣行の変革に向け、これらの変革に「本気で取り組む」という企業トップの「本気宣言」を広く発信し、その実行を促進するため、宣言内容の「見える化」と取組の横展開を図る。

なお、「Be Mie」のコンテンツ構成及びデザイン方針との整合性を踏まえて、募集・掲載・発信までを一体的に実施すること。

① 「Be Mie」に追加するコンテンツ・機能の整備

(ア) 宣言用テンプレートの作成

宣言用のテンプレートを3種類作成し、事業の趣旨への同意を前提として、「Be Mie」上で、誰でもダウンロード可能な形で提供すること。

なお、テンプレートは、トップの写真とテキストを挿入することで容易に作成できる仕様とし、利用者の利便性に配慮すること。

成果物は編集可能データ及びPDF形式で納品すること。

(イ) 応募フォームの構築

作成した宣言書をアップロードできる応募フォームを「Be Mie」内に構築すること。応募フォームには、参加企業の連絡先、実施している取組内容等を入力できる項目を設けること。

(ウ) 掲載対応

応募された宣言書については、県の確認を受けた上で、「Be Mie」内のコンテンツの統一性を確保して掲載すること。

(エ) データ納品

応募フォームにより収集した宣言書と企業情報のデータについては、応募期間終了後に電子データとして県に納品すること。

② その他本業務において作成するもの

(ア) 本気宣言参加企業募集チラシ

A4サイズ(カラー)両面で2,000枚程度作成し、1,000枚を県に納品、1,000枚を受託者が経済団体等に適宜配布し、効果的な参加企業の募集に努めること。

(イ) 参加企業の宣言書を紹介するweb版リーフレット

令和6年度以降の本気宣言の取組と、参加企業の宣言書を掲載したweb版リーフレットを作成のうえ、電子データ(PDF)として県に納品すること。

なお、記事には表紙・本気宣言事業の紹介・裏表紙を含め、「Be Mie」掲載時の閲覧性に配慮すること。

③ 実施にかかる留意点

(ア) 本業務の実施にあたっては、県の担当者と適宜連絡をとり、受託者において進行管理を行うこと。

(イ) 仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ実施すること。

(2) ロールモデル及び本気宣言参画企業の取材記事作成業務

働く女性のモチベーション向上及び県内企業の魅力発信を図るため、県内企業・団体に管理職等として働く女性（ロールモデル等）のライフステージに応じたやりがいや働き方、「トップの本気宣言」をした企業等の積極的な取組などを取材し、取材記事を「Be Mie」へ掲載すること。

なお、記事作成にあたっては、既存のコンテンツとの統一性及び利用者の閲覧導線を考慮し、効果的な情報発信となるよう構成すること。

①内容

- (ア) 取材するロールモデル及び「トップの本気宣言」参画企業はそれぞれ4件以上、合計8件以上の取材記事を作成すること。
- (イ) 記事は1件あたりA4サイズ1枚程度の分量とすること。
- (ウ) 取材対象は県と受託者の協議により決定すること。
- (エ) 取材調整は受託者が行うが、対象者への正式依頼は県が行うものとする。

(3) 啓発物品の作成

「Be Mie」と連動した情報発信の強化を図るため、「Be Mie」で使用しているロゴマーク等を活用した啓発物品（ピンバッジ）を作成すること。

作成にあたっては、受託者においてデザイン案を作成し、次の仕様を参考に、詳細は三重県と協議のうえ決定すること。

工法：オフセットプリント

素材：ステンレス製又は亜鉛合金等の金属製

サイズ：20mm程度

厚さ：0.8mm程度

着色：CMYK4C+白

加工：エポキシ樹脂

裏面：バタフライピン

数量：200個 ※1個ずつ袋入れした状態で三重県へ納品すること。

6 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容を踏まえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度三重県と協議するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

7 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) 個人情報の責任体制等報告書
- (4) その他、三重県が必要とする書類

8 納品する成果品

業務完了後、速やかに業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

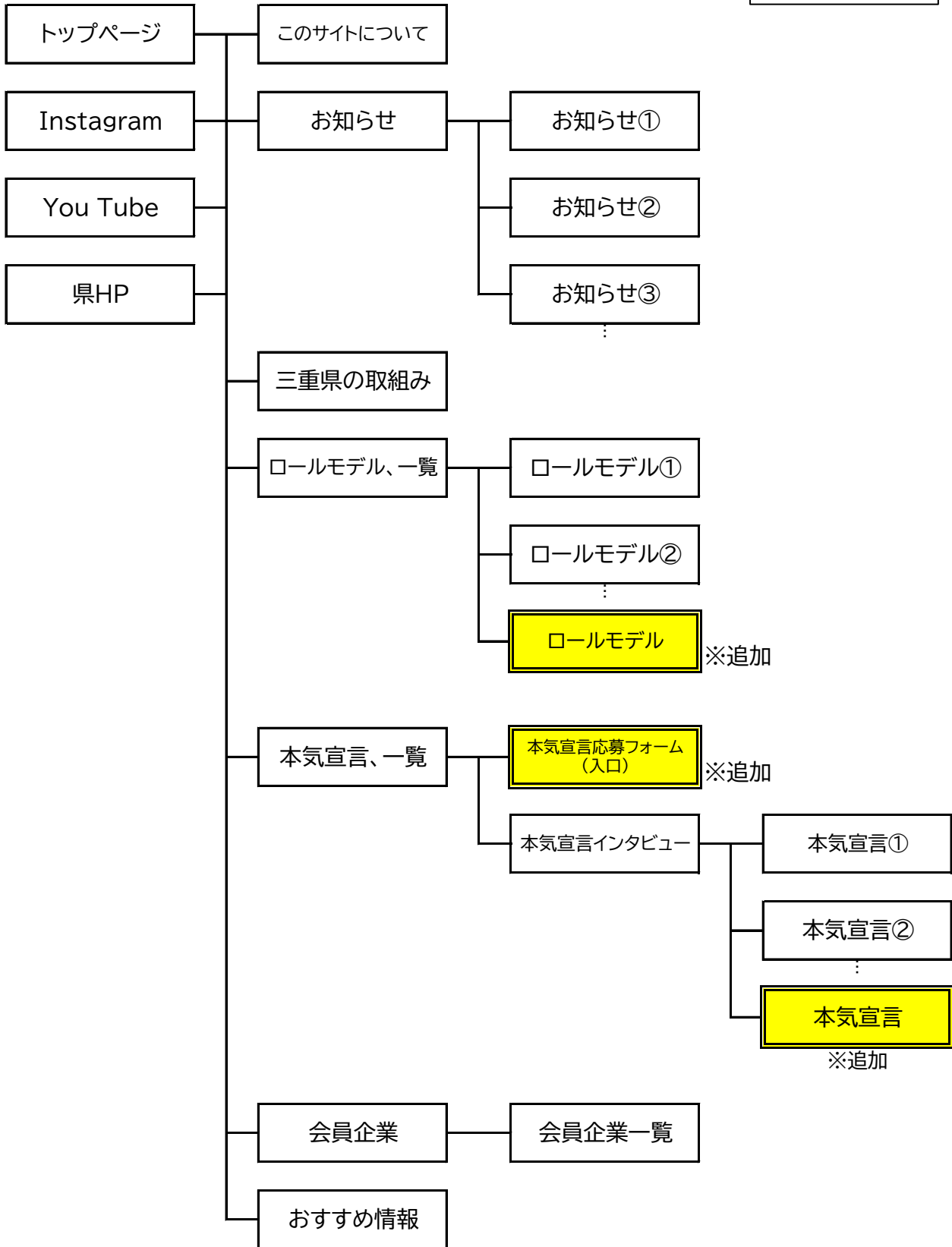
- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

9 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。なお、「個人情報の保護に関する法律」第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

「Be Mie」サイトマップ

別添資料 1



※既存構成を基本とし、追加・改修を行ってください。